

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】平成22年3月18日(2010.3.18)

【公開番号】特開2010-27085(P2010-27085A)
 【公開日】平成22年2月4日(2010.2.4)
 【年通号数】公開・登録公報2010-005
 【出願番号】特願2009-252364(P2009-252364)
 【国際特許分類】

G 0 8 B 17/00 (2006.01)

G 0 8 B 25/10 (2006.01)

【F I】

G 0 8 B 17/00 C

G 0 8 B 25/10 A

【手続補正書】

【提出日】平成22年1月15日(2010.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

相互に無線通信する複数の火災警報器からなり、火災警報器のそれぞれは火災発生を検出すると警報出力すると共に、無線通信によって他の火災警報器に火災発生を通知することにより連動して警報出力させるようにした火災警報システムにおいて、

一方の火災警報器は、他方の火災警報器が送信した試験命令信号を受信すると、自機に予め割り当てられている識別情報を含めた応答信号を送信させる制御部を備え、

前記他方の火災警報器は、操作部と、報知部と、他の火災警報器の識別情報を登録した記憶部と、前記操作部で試験操作を受け付けたときに、前記試験命令信号を送信し、その後所定時間が経過するまでに、前記応答信号を受信すると前記識別情報に基づいて送信元の火災警報器を特定することによって、前記応答信号を受信しなかった火災警報器の有無を調査して報知出力させる制御部と、前記応答信号の受信強度を所定値と比較する試験部とを備え、

前記他方の火災警報器の制御部は、何れかの火災警報器から前記所定時間内に前記応答信号を受信しないときは通信できない火災警報器が存在する旨を報知出力させ、また、何れかの火災警報器から前記所定時間内に受信した前記応答信号の受信感度が前記所定値よりも低いときは当該火災警報器を通信異常として報知出力する火災警報システム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記課題を解決するため、本発明は、相互に無線通信する複数の火災警報器からなり、火災警報器のそれぞれは火災発生を検出すると警報出力すると共に、無線通信によって他の火災警報器に火災発生を通知することにより連動して警報出力させるようにした火災警報システムにおいて、一方の火災警報器は、他方の火災警報器が送信した試験命令信号を受信すると、自機に予め割り当てられている識別情報を含めた応答信号を送信させる制御

部を備え、前記他方の火災警報器は、操作部と、報知部と、他の火災警報器の識別情報を登録した記憶部と、前記操作部で試験操作を受け付けたときに、前記試験命令信号を送信し、その後所定時間が経過するまでに、前記応答信号を受信すると前記識別情報に基づいて送信元の火災警報器を特定することによって、前記応答信号を受信しなかった火災警報器の有無を調査して報知出力させる制御部と、前記応答信号の受信強度を所定値と比較する試験部とを備え、前記他方の火災警報器の制御部は、何れかの火災警報器から前記所定時間内に前記応答信号を受信しないときは通信できない火災警報器が存在する旨を報知出力させ、また、何れかの火災警報器から前記所定時間内に受信した前記応答信号の受信感度が前記所定値よりも低いときは当該火災警報器を通信異常として報知出力する。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】削除

【補正の内容】